

防衛大臣 小野寺五典殿

特定非営利活動法人 ADRA Japan
特定非営利活動法人 カレーズの会
特定非営利活動法人 ジェン(JEN)
公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会 (SVA)
特定非営利活動法人 難民を助ける会 (AAR Japan)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (JVC)
特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

アフガニスタン在留邦人リストに関する公開質問状

我々は、過去10年以上、独立的かつ中立的な立場でアフガニスタンでの人道・復興支援に関わってきた日本のNGOです。このたび2013年12月5日付けで東京新聞が報道した、防衛省によるアフガニスタン在留邦人リスト保有に関してアフガニスタンに関わってきたNGOとして質問させていただきます。

2008年5月15日現在、アフガニスタンで活動する日本人の氏名、団体名、携帯電話番号、メールアドレスといった個人情報の掲載されたリストを防衛省が保有し、その中には非政府組織(NGO)の職員も含まれていると報道されました。しかし、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第3条では「行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」と個人情報の保有の制限を規定しています。私たちはアフガニスタンの業務に関わるスタッフの個人情報が本人の承諾もなく防衛省が保有するに至ったことに疑問をもつと同時に、個人情報が適切に管理されなかった場合に紛争地アフガニスタンではスタッフが危険にさらされる可能性があることを危惧します。

防衛省のアフガニスタン在留邦人リスト保有に関する情報を正確に把握するために、以下の質問に書面でご回答くださいますようお願いいたします。

1. 報道によると、防衛省は『アフガン情勢を分析する業務上の必要から入手した』と東京新聞に回答をされていますが、いかなる業務上の必要があったのかをご説明ください。
2. 防衛省がアフガニスタン邦人名簿リストをどのようなルートで入手したかそのルートと保有に至ったプロセスをご説明ください。
3. 報道によると「現在は適切に管理しているが、個人情報の管理が適切にされたとは言い難い」と防衛省は述べています。「管理が適切にされたとは言い難い」のは、どの時期を指し、その期間、どのような状態で防衛省内で管理されたのか、ご説明ください。
4. 「個人情報が適切に管理されたとは言い難い」という事態に対して防衛省はどのように考えているのかを教えてください。

5. 今回のような「不適切な個人情報の扱い」の再発を防止されますか。再発を防止されるのであれば、どのような再発防止策をとられるのでしょうか。

以上、5点に関してご質問いたします。なお、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）は本質問状を支持しています。

本件についてのご連絡は下記までお願いします。

三宅隆史 Takafumi Miyake

シャンティ国際ボランティア会(SVA) アフガニスタン事務所長

TEL:03-5360-1245, FAX:03-5360-1220 〒160-0015 新宿区大京町 31

メール：miyake@sva.or.jp